

予算特別委員会資料

令和3年度予算説明書

市長室

行財政局

目 次

I	令和3年度市長室・行財政局事業の概要	1
II	予 算 議 案	
	予算第1号議案 令和3年度神戸市一般会計予算	8
	予算第12号議案 令和3年度神戸市公債費予算	42
III	関 連 議 案	
	第3号議案 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に 関する条例等の一部を改正する条例の件	52
	第4号議案 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件	65
	第5号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件	67
	第6号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額 の特例に関する条例の件	68
	第7号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市 職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正 する条例の件	70
	第20号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件	73

I 令和3年度市長室・行財政局事業の概要

1 総 括

令和3年度予算では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と医療提供体制の安定的確保を図り、市民生活・経済活動の維持・回復を最優先に取り組む。また、都心部に近接した海や里山など神戸の豊かな資源を活かした人間らしい、あたたかみのある生活スタイルの創造と、安定した経済成長と市民所得の向上をめざし、公共空間のリノベーションや経済基盤の構築など、暮らしと都市の価値を高めることにより、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて確かな歩みを進める。

未来の世代が過度な負担を背負い込むことがないように、堅実な成長戦略により、さらなる都市の成長を促すという好循環を創出していくべく、令和の時代に間違いなく進化するテクノロジーを取り入れながら、持続可能な大都市経営を推進し、with コロナの新時代をリードする施策を積極的に展開する。

2 主要事業の概要

(1) 時代の変化に対応した市政改革の推進

時代の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限りある人材により質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、「行財政改革方針 2025」に沿って市政改革を進める。改革を実現するためには、職員一人ひとりがDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、働き方改革（業務改革）に主体的に取り組むことが重要であるため、神戸市クレドのさらなる浸透等により、職員の意識改革及び組織風土改革を推進する。

(2) 事務効率化の取り組み

人事・給与・福利厚生などの総務事務について、総務事務センターによる事務の集約化やICTの利活用による事務の効率化を推進する。

また、行政事務センターにおいて、定型的な行政手続きに係る対応等を集中することにより業務効率を向上させ、限られた人的資源を有効に活用し、市民サービスの向上を図る。

(3) 公正な職務執行の推進

「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」に基づき、コンプライアンスを推進し、公正な職務執行やサービス倫理の徹底を図るとともに、事務事業の監理・調査等を通じて、不適正な事務処理や不祥事などの未然防止に努める。

また、「神戸市行政手続条例」による適切な事務執行を図るほか、公益通報者保護制度の適正な運用に努める。

(4) 内部管理業務

本庁舎の管理を行うとともに、公用車の管理、文書・法務・行政不服審査事務等を行う。

(5) 区役所機能の強化

兵庫区新庁舎の道路・消防庁舎部分は令和3年夏頃、中央区新庁舎は令和4年度前半、西区新庁舎（栞OMこうべが整備）は令和3年度中の完成に向けて引き続き建設工事を進め、西区役所移転にあわせて、現玉津庁舎において玉津支所を開設する。

また、区役所業務改革の施策として、市民課・保険年金医療課の定型的業務の外部委託を兵庫区役所・北神区役所で先行実施するとともに、死亡関連手続きについて、おくやみコーナーのワンストップ化を実施する。

(6) マイナンバーカードの普及促進

行政のデジタル化、住民サービスの迅速化・効率化を推進するため、区役所・支所・西神中央出張所での交付体制を強化し、マイナンバーカードの普及促進を図る。

(7) 組織及び職員に関する事務

組織及び職員の定数を管理するほか、職員の適正配置を図り、選考、服務、分限、懲戒、人事評価、人事制度の調査・研究等を行うとともに、常勤職員に対する給与の支給、給与制度の調査研究及び改善、職員研修その他人材育成、福利厚生事業等を行う。

また、職員一人ひとりの能力の向上や活用、女性職員の活躍推進、男性職員の育児参画の促進に取り組むとともに、頑張っている職員が真に報われるよう人事・給与制度改革を推進する。

(8) 財政の企画及び調整、市債管理、資金運用

市財政全般の企画、調整、予算編成、執行管理、財政広報、市会提出議案の調製等を行う。

また、国・県等の各関係機関に対し、地方税財源の充実や財政措置の拡充などに関する要望活動を行い、財源確保に努めるとともに、適正な市債の発行及び管理、効率的な資金の運用を行う。

(9) 契約事務

工事請負契約、物品調達その他請負等の入札・契約事務のほか、委託契約における地元企業への優先発注など契約事務に係る相談、指導及び調整を行う。

(10) 財産管理及び不動産の取得・処分、資産活用

公有財産、財産区有財産の管理、保全及び処分に関すること、公有財産事務の連絡及び調整を行うほか、未利用市有地等の市有財産のさらなる利活用を積極的に推進していく。また、不動産の取得及びこれに伴う損失補償事務並びに用地取得関係事務の支援及び調整を行う。

また、公共施設等総合管理計画に基づき計画的かつ適正な施設管理が図られるよう、公共施設の総合的な管理（ファシリティマネジメント）を推進する。

(11) 市税の賦課徴収

市民税、固定資産税等の市税に関する賦課徴収事務を行うとともに、市税総額の確保と収入率の向上をはかるため、滞納整理を効率的に推進し、滞納繰越額の圧縮を目標に納税督促及び滞納処分事務を行う。

また、区役所業務改革と合わせて、市税の窓口業務の外部委託を兵庫区役所・北神区役所で先行実施するとともにWEB申請の導入やRPA等によるデータの自動取込など税務業務改革を推進する。

(12) 秘書事務

市長・副市長の秘書、叙勲、褒章に関する事務等を行う。

(13) 国際交流の推進

神戸市国際交流推進大綱に基づき、神戸経済の活性化をめざして、コウベ・インターナショナル・クラブをはじめとする神戸ゆかりの人材やネットワークを活用したシティプロモーションなど戦略的な国際交流施策を展開するとともに、マルセイユ市（フランス）との姉妹都市提携60周年及びフィラデルフィア市（米国）との親善協力都市35周年記念事業など、相互利益型の国際交流を推進するほか、優秀な外国人材が神戸で活躍できる仕組みを、民間ニーズを踏まえながら検討する。

また、増加する外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを推進し、多文化共生社会を実現するため、外国人向けの情報提供・相談体制の充実、日本語学習支援に取り組むとともに、市民と在住外国人との交流推進や留学生支援等を実施する。さらに在住外国人の利便性向上をはかるため、神戸国際協力交流センターを再編・拡充する。

(14) 広報・情報発信

市民が知りたい市政情報をより探しやすくするために、ホームページを再構築するとともに、市民が市政情報に触れる機会を増やすため、デジタルサイネージでの情報発信を拡充する。さらに、SNSを活用したユーザーとの双方向のコミュニケーションによる情報発信にも取り組む。

また、神戸市の施策や魅力が市民を始めとした届けるべき相手に届くように、「広報紙KOB E」等の発行やホームページ、SNS、テレビ、ラジオなどを計画的に活用するとともに、民間事業者のノウハウを活用し、戦略的かつ効果的な広報活動を実施する。

(15) 広聴事業の充実

「わたしから神戸市への提案」をはじめ、市民と直接対話を行う「対話フォーラム」や「出前トーク」、機動的に市民のニーズを把握するための「ネットモニター」制度などの広聴事業を通じて、幅広く「市民の声」を聴き、市政に反映するとともに、施策実現例をホームページ等で積極的に発信していく。

また、情報共有アプリ「KOB Eぼすと」により、市民からの投稿による地域課題の迅速かつ効率的な把握に取り組むほか、市民からの市政に関する問い合わせに対応する「総合コールセンター」や、市民から各局事業所へ電話で寄せられる通報・問い合わせに一次的な対応を行うコールセンターを運営する。

(16) 市政情報の提供

市政情報室の運営を行うほか、市役所を訪れる市民に対する庁内案内などを行い、市民の利便性の向上を図る。

また、政策案等の決定に際し市民の知恵を活かす意見提出手続制度や、情報公開制度、個人情報保護制度のより円滑で適正な運用を図るとともに、法律等の市民相談窓口を設け、市民の日常生活の中で生じる様々な問題に対する相談を行う。

Ⅱ 予 算 議 案

(予算第 1 号議案)

令和 3 年度神戸市一般会計予算

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 市	税	291,493,193	
	1 市 民 税	136,730,576	
	2 固 定 資 産 税	111,903,995	
	3 軽 自 動 車 税	1,786,479	
	4 市 た ば こ 税	9,248,607	
	5 特 別 土 地 保 有 税	1	
	6 入 湯 税	151,954	
	7 事 業 所 税	9,406,164	
	8 都 市 計 画 税	22,265,417	
2 地 方 譲 与 税		4,865,223	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,467,579	
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,212,000	
	3 特 別 と ん 譲 与 税	475,000	
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	549,662	
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	27,982	
	6 森 林 環 境 譲 与 税	133,000	
3 利 子 割 交 付 金		198,000	
	1 利 子 割 交 付 金	198,000	
4 配 当 割 交 付 金		1,569,000	
	1 配 当 割 交 付 金	1,569,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,634,000	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,634,000	
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000	
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	322,000	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		2,291,969	
	1 議 会 費	2,291,969	
2 総 務 費		53,594,331	
	1 総 務 費	41,386,465	
	2 企 画 費	68,297	
	3 徴 税 費	2,607,889	
	4 財 産 管 理 費	2,207,315	
	8 庁 舎 等 建 設 費	7,324,365	
15 諸 支 出 金		191,876,761	
	1 繰 出 金	183,496,192	
	2 過 年 度 支 出	1,800,000	
	3 雑 出	6,580,569	
16 予 備 費		1,200,000	
	1 予 備 費	1,200,000	

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
	2 補 助 金	4,651,058	
	3 委 託 金	21,129	
19 県 支 出 金		2,428,153	
	2 補 助 金	51,293	
	3 委 託 金	2,376,860	
20 財 産 収 入		5,186,195	
	1 財 産 運 用 収 入	335,231	
	2 財 産 売 払 収 入	1,913,314	
	3 基 金 収 入	2,937,650	
21 寄 附 金		799,500	
	1 寄 附 金	799,500	
22 繰 入 金		24,478,433	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,659,632	
	2 基 金 繰 入 金	22,818,801	
23 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
24 諸 収 入		8,184,117	
	3 事 業 収 入	18,477	
	6 過 年 度 収 入	15,000	
	7 雑 収 入	8,150,640	
25 市 債		130,435,000	
	1 市 債	130,435,000	
歳 入 合 計		586,365,032	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
歳 出 合 計		248,963,061	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 市 税	291,493,193	306,357,299	△14,864,106	本款の説明25頁
2 地 方 譲 与 税	4,865,223	4,804,000	61,223	
1 地方揮発油譲与税	1,467,579	1,504,000	△36,421	
1 地方揮発油 譲与税	1,467,579	1,504,000	△36,421	地方揮発油譲与税の譲与見込額
2 自動車重量 譲与税	2,212,000	2,293,000	△81,000	
1 自動車重量 譲与税	2,212,000	2,293,000	△81,000	自動車重量譲与税の譲与見込額
3 特別とん譲与税	475,000	484,000	△9,000	
1 特別とん 譲与税	475,000	484,000	△9,000	特別とん譲与税の譲与見込額
4 航空機燃料譲与税	549,662	350,000	199,662	
1 航空機燃料 譲与税	549,662	350,000	199,662	航空機燃料譲与税の譲与見込額
5 石油ガス譲与税	27,982	40,000	△12,018	
1 石油ガス 譲与税	27,982	40,000	△12,018	石油ガス譲与税の譲与見込額
6 森林環境譲与税	133,000	133,000	-	
1 森林環境 譲与税	133,000	133,000	-	森林環境譲与税の譲与見込額
3 利子割交付金	198,000	260,000	△62,000	
1 利子割交付金	198,000	260,000	△62,000	
1 利子割交付金	198,000	260,000	△62,000	利子割交付金の交付見込額
4 配当割交付金	1,569,000	1,569,000	-	
1 配当割交付金	1,569,000	1,569,000	-	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	1 配当割交付金	1,569,000	1,569,000	-	配当割交付金の交付見込額
5	株式等譲渡所得割 交 付 金	1,634,000	892,000	742,000	
	1 株式等譲渡所得割 交 付 金	1,634,000	892,000	742,000	
	1 株式等譲渡 所得割 交 付 金	1,634,000	892,000	742,000	株式等譲渡所得割交付金の交付見込額
6	分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
	1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
	1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	分離課税所得割交付金の交付見込額
7	法 人 事 業 税 交 付 金	3,184,165	2,562,000	622,165	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,184,165	2,562,000	622,165	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,184,165	2,562,000	622,165	法人事業税交付金の交付見込額
8	地方消費税交付金	33,555,398	35,094,989	△1,539,591	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	33,555,398	35,094,989	△1,539,591	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	33,555,398	35,094,989	△1,539,591	地方消費税交付金の交付見込額
9	ゴルフ場利用税 交 付 金	321,693	330,000	△8,307	
	1 ゴルフ場利用税 交 付 金	321,693	330,000	△8,307	
	1 ゴルフ場 利用税 交 付 金	321,693	330,000	△8,307	ゴルフ場利用税交付金の交付見込額
10	特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
	1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
	1 特別地方 消費 税 交 付 金	1	1	-	特別地方消費税交付金の交付見込額

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
11 環境性能割交付金	643,000	854,000	△211,000	
1 環境性能割 交 付 金	643,000	854,000	△211,000	
1 環境性能割 交 付 金	643,000	854,000	△211,000	自動車税環境性能割交付金の交付見込額
12 軽油引取税交付金	6,595,000	6,565,000	30,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,595,000	6,565,000	30,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,595,000	6,565,000	30,000	軽油引取税交付金の交付見込額
13 地方特例交付金	6,854,500	1,861,000	4,993,500	
1 地方特例交付金	6,854,500	1,861,000	4,993,500	
1 地方特例 交 付 金	6,854,500	1,861,000	4,993,500	地方特例交付金の交付見込額
14 地方交付税	57,682,000	71,545,000	△13,863,000	
1 地方交付税	57,682,000	71,545,000	△13,863,000	
1 地方交付税	57,682,000	71,545,000	△13,863,000	地方交付税の交付見込額
15 交通安全対策特別 交 付 金	485,000	428,000	57,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	485,000	428,000	57,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	485,000	428,000	57,000	交通安全対策特別交付金の交付見込額
16 分担金及負担金	10,000	-	10,000	
1 負 担 金	10,000	-	10,000	
1 総 務 費 負 担 金	10,000	-	10,000	建物解体費負担金
17 使用料及手数料	769,273	813,206	△43,933	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 使 用 料	51,877	74,380	△22,503	
1 総務使用料	51,877	74,380	△22,503	
1 市 役 所	9,780	31,545	△21,765	本庁舎喫茶等
2 区 役 所	27,732	25,594	2,138	区庁舎駐車場等
3 公 会 堂	12,365	14,657	△2,292	集会室等
4 海外移住と 文化の交流 センター	2,000	2,584	△584	会議室等
2 手 数 料	717,396	738,826	△21,430	
2 総務手数料	716,775	738,212	△21,437	
1 市 役 所	207,781	71,246	136,535	税証明書等
2 区 役 所	508,994	666,966	△157,972	戸籍・住民基本台帳・印鑑証明等
3 市民手数料	621	614	7	
1 情報公開	621	614	7	
18 国 庫 支 出 金	4,672,187	1,063,966	3,608,221	
2 補 助 金	4,651,058	1,058,262	3,592,796	
1 総務費補助	4,651,058	1,058,262	3,592,796	
1 社会保障・ 税番号制度 対応補助	2,023,673	1,037,078	986,595	
3 文化庁 補 助	17,637	12,758	4,879	
5 地方創生 推進交付金	4,000	-	4,000	
6 在住外国人 支援事業費 補 助	5,748	5,227	521	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款	項	目	節	本	前	比	説	明
				年	年	較		
				度	度			
			新型コロナウイルス 7 感染症対応 臨時交付金	2,600,000	-	2,600,000		
			其他財産 △整備費 補助	-	3,199	△3,199		
			3 委託金	21,129	5,704	15,425		
			1 総務費委託金	15,583	158	15,425		
			4 中長期在留者 住居地届出等 委託金	15,583	158	15,425		
			3 其他委託金	5,546	5,546	-		
			1 財政調査等 委託金	376	376	-		
			7 人権啓発 活動 地方委託金	5,170	5,170	-		
			19 県支出金	2,428,153	2,443,143	△14,990		
			2 補助金	51,293	50,870	423		
			1 総務費補助	500	-	500		
			2 ひょうご 地域創生 交付金	500	-	500		
			12 其他補助	50,793	50,870	△77		
			1 石油貯蔵 施設立地 対策等補助	21,252	21,945	△693		
			3 委任事務 補助	19,458	20,379	△921		
			4 市町振興 支援交付金	10,083	8,546	1,537		
			3 委託金	2,376,860	2,392,273	△15,413		
			1 総務費委託金	2,376,860	2,392,273	△15,413		
			2 県税徴収 委託金	2,376,860	2,392,273	△15,413		

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財 産 収 入	5,186,195	4,757,808	428,387	
1 財 産 運 用 収 入	335,231	330,170	5,061	
1 貸 地 料	307,347	292,577	14,770	
3 一 般 土 地	307,347	292,577	14,770	一般市有土地
2 貸 家 料	27,884	37,593	△9,709	
2 職 員 寮	11,018	11,018	-	待機宿舍等
7 一 般 建 物	16,866	26,575	△9,709	一般市有建物
2 財 産 売 払 収 入	1,913,314	1,431,875	481,439	
1 土 地 売 却 代	1,700,000	1,200,000	500,000	
3 一 般 土 地	1,700,000	1,200,000	500,000	一般市有土地売却代
2 建 物 売 却 代	100	100	-	
1 一 般 建 物	100	100	-	一般市有建物売却代
3 物 品 売 却 代	213,214	231,775	△18,561	
1 行 財 政 局	213,214	231,775	△18,561	共通物品等
3 基 金 収 入	2,937,650	2,995,763	△58,113	
1 基 金 収 入	2,937,650	2,995,763	△58,113	
1 都 市 整 備 等 基 金	15,384	36,451	△21,067	預金利子等
2 公 債 基 金	2,909,106	2,943,404	△34,298	預金利子等
3 財 政 調 整 基 金	656	602	54	預金利子

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節				本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
		留 学 生 4 支 援 基 金		12,504	15,306	△2,802	預金利子等
21 寄 附 金				799,500	680,100	119,400	
	1 寄 附 金			799,500	680,100	119,400	
		2 其 他 寄 附		799,500	680,100	119,400	
		1 市 長 室		100	100	-	
		4 行 財 政 局		799,400	680,000	119,400	
22 繰 入 金				24,478,433	14,854,150	9,624,283	
	1 特 別 会 計 繰 入 金			1,659,632	1,273,114	386,518	各会計からの共通事務費、退職給与金等の負担繰入
		下 水 道 事 業 1 会 計 繰 入 金		313,324	316,172	△2,848	
		1 一 般 経 費 繰 入		135,038	133,654	1,384	
		2 退 職 給 与 金 繰 入		178,286	182,518	△4,232	
		2 港 湾 事 業 会 計 繰 入 金		532,773	417,112	115,661	
		1 一 般 経 費 繰 入		234,050	259,081	△25,031	
		2 退 職 給 与 金 繰 入		298,723	158,031	140,692	
		3 新 都 市 整 備 事 業 会 計 繰 入 金		487,736	226,662	261,074	
		1 関 連 経 費 等 負 担 繰 入		400,782	138,858	261,924	
		2 退 職 給 与 金 繰 入		86,954	87,804	△850	
		4 自 動 車 事 業 会 計 繰 入 金		128,152	127,456	696	
		1 一 般 経 費 繰 入		128,152	127,456	696	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
5 水道事業 会計繰入金	197,647	185,712	11,935	
1 一般経費 繰入金	194,631	182,696	11,935	
2 特別給与金 繰入金	3,016	3,016	-	
2 基金繰入金	22,818,801	13,581,036	9,237,765	基金の取り崩し及び運用による繰入
1 基金繰入金	22,818,801	13,581,036	9,237,765	
1 都市整備等 基金繰入	2,597,274	1,595,597	1,001,677	
2 公債基金 繰入金	20,205,231	11,971,945	8,233,286	
12 留学生等 基金繰入	16,296	13,494	2,802	
23 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
24 諸収入	8,184,117	7,689,983	494,134	
3 事業収入	18,477	18,349	128	
1 文書事務	18,477	18,349	128	港湾事業会計等からの郵送費収入
6 過年度収入	15,000	15,000	-	
1 過年度収入	15,000	15,000	-	
1 諸給与金 戻入	15,000	15,000	-	過年度分の給与の精算金
7 雑収入	8,150,640	7,656,634	494,006	
2 延滞金加算金 及過料	400,476	420,100	△19,624	延滞金、加算金

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款	項	目	節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
			1 市 税	400,376	420,000	△19,624	
			3 一 般 土 地	100	100	-	
			3 宝 く じ 収 入	6,100,000	6,100,000	-	宝くじ発売収益金収入見込額
			4 弁 償 金	10	10	-	
			1 臨 時 運 行 許 可 票	10	10	-	臨時運行許可票弁償金
			5 償 還 金	38,837	32,884	5,953	
			2 市 役 所	28,065	21,476	6,589	光熱水費等
			3 区 役 所	10,172	10,640	△468	区役所目的外使用許可 光熱水費等
			46 公 会 堂	600	768	△168	光熱水費等
			6 受 講 料	700	700	-	
			1 職 員 研 修 受 講 料	700	700	-	職員研修の受講料
			9 雑 入	1,610,617	1,102,940	507,677	
			1 市 長 室	123,425	123,467	△42	上海事務所運営負担金、広報紙KOBE広告料収入等
			5 行 財 政 局	1,421,969	912,548	509,421	派遣職員の人件費受入等
			6 文 化 ス ポ ー ツ 局	37,669	39,371	△1,702	設備使用料
			16 市 会 事 務 局	27,554	27,554	-	
			25 市 債	130,435,000	102,237,900	28,197,100	
			1 市 債	130,435,000	102,237,900	28,197,100	起債承認見込額
			1 民 生 債	6,546,000	5,622,000	924,000	民生施設整備事業公債 6,546,000 千円

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 衛 生 債	2,579,000	3,334,000	△755,000	神戸市民病院機構貸付金公債 2,265,000 千円 保健衛生施設整備事業公債 314,000 千円
3 環 境 債	2,759,000	2,004,000	755,000	埋立処分地建設事業公債 456,000 千円 収集車両整備事業公債 195,000 千円 環境工場整備事業公債 1,970,000 千円 事業所等整備事業公債 138,000 千円
4 土 木 債	21,151,000	21,711,000	△560,000	道路整備事業公債 14,394,000 千円 公園整備事業公債 1,472,000 千円 河川整備事業公債 1,119,000 千円 海岸保全事業公債 1,023,000 千円 港湾防災事業公債 2,455,000 千円 自然災害防止事業公債 688,000 千円
5 都 市 計 画 債	3,092,000	2,348,000	744,000	区画整理事業公債 237,000 千円 街路事業公債 2,855,000 千円
6 住 宅 債	128,000	176,000	△48,000	住宅建設事業公債 128,000 千円
7 消 防 債	2,000,000	1,824,000	176,000	消防施設整備事業公債 2,000,000 千円
8 教 育 債	10,575,000	9,527,000	1,048,000	学校教育施設整備事業公債 4,681,000 千円 社会教育施設整備事業公債 5,894,000 千円
9 其 他	14,800,000	15,119,000	△319,000	危機管理対策事業公債 405,000 千円 庁舎等整備事業公債 964,000 千円 区総合庁舎整備事業公債 4,570,000 千円 文化施設等整備事業公債 2,429,000 千円 商工施設等整備事業公債 723,000 千円 農政施設整備事業公債 421,000 千円 漁業施設整備事業公債 12,000 千円 農業基盤整備事業公債 95,000 千円 神戸新交通株式会社貸付金公債 1,560,000 千円 高速鉄道事業会計出資金公債 2,919,000 千円 高速鉄道事業会計補助金公債 232,000 千円 水道事業会計出資金公債 470,000 千円
10 臨時財政対策債	66,805,000	40,504,000	26,301,000	
△ 災 害 復 旧 債	-	68,900	△68,900	
歳 入 合 計	586,365,032	567,984,546	18,380,486	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
1 市 税	291,493,193	306,357,299	△14,864,106	△ 4.9	
現 年 課 税 分	286,849,621	304,786,663	△17,937,042	△ 5.9	
滞 納 繰 越 分	4,643,572	1,570,636	3,072,936	195.6	
1 市 民 税	136,730,576	148,487,812	△11,757,236	△ 7.9	
現 年 課 税 分	135,266,017	147,594,818	△12,328,801	△ 8.4	
滞 納 繰 越 分	1,464,559	892,994	571,565	64.0	
1 個 人	120,845,464	127,133,886	△6,288,422	△ 4.9	
現 年 課 税 分	119,620,660	126,263,315	△6,642,655	△ 5.3	
当 年 度 分	119,059,510	125,741,789	△6,682,279	△ 5.3	
所 得 割	116,287,780	122,932,420	△6,644,640	△ 5.4	課税総所得金額の8/100
均 等 割	2,771,730	2,809,369	△37,639	△ 1.3	年額3,900円 ※うち400円は認知症事故救済制度等に充当
過 年 度 分	561,150	521,526	39,624	7.6	
滞 納 繰 越 分	1,224,804	870,571	354,233	40.7	
2 法 人	15,885,112	21,353,926	△5,468,814	△ 25.6	
現 年 課 税 分	15,645,357	21,331,503	△5,686,146	△ 26.7	
当 年 度 分	15,025,062	20,739,353	△5,714,291	△ 27.6	
法 人 税 割	9,621,670	15,371,008	△5,749,338	△ 37.4	法人税額の8.4/100(6.0/100)
均 等 割	5,403,392	5,368,345	35,047	0.7	年額50,000円～3,000,000円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
	過 年 度 分	620,295	592,150	28,145	4.8	
	滞 納 繰 越 分	239,755	22,423	217,332	969.2	
2	固 定 資 産 税	111,903,995	114,303,951	△2,399,956	△ 2.1	
	現 年 課 税 分	109,059,855	113,806,118	△4,746,263	△ 4.2	
	滞 納 繰 越 分	2,844,140	497,833	2,346,307	471.3	
1	固 定 資 産 税	111,199,406	113,525,051	△2,325,645	△ 2.0	
	現 年 課 税 分	108,355,266	113,027,218	△4,671,952	△ 4.1	
	当 年 度 分	108,193,972	112,789,846	△4,595,874	△ 4.1	
	土 地	37,388,291	37,499,363	△111,072	△ 0.3	課税標準額の1.4/100
	家 屋	54,772,832	58,443,037	△3,670,205	△ 6.3	"
	償 却 資 産	16,032,849	16,847,446	△814,597	△ 4.8	"
	過 年 度 分	161,294	237,372	△76,078	△ 32.1	
	滞 納 繰 越 分	2,844,140	497,833	2,346,307	471.3	
2	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	704,589	778,900	△74,311	△ 9.5	
	現 年 課 税 分	704,589	778,900	△74,311	△ 9.5	
	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	704,589	778,900	△74,311	△ 9.5	
3	軽 自 動 車 税	1,786,479	1,780,536	5,943	0.3	
1	軽 自 動 車 税	31,707	34,702	△2,995	△ 8.6	1台当たり年額2,000円～12,900円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
現 年 課 税 分	-	-	-	皆減	
滞 納 繰 越 分	31,707	34,702	△2,995	△ 8.6	
2 環 境 性 能 割	61,000	80,000	△19,000	△ 23.8	環境性能に応じて取得価格の0~2/100
現 年 課 税 分	61,000	80,000	△19,000	△ 23.8	
3 種 別 割	1,693,772	1,665,834	27,938	皆増	
現 年 課 税 分	1,693,772	1,665,834	27,938	皆増	
4 市 た ば こ 税	9,248,607	9,040,324	208,283	2.3	製造たばこ1,000本につき 6,122円 ※令和3年10月1日以降、6,552円
1 市 た ば こ 税	9,248,607	9,040,324	208,283	2.3	
現 年 課 税 分	9,248,607	9,040,324	208,283	2.3	
5 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
1 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
滞 納 繰 越 分	1	1	-	0.0	
6 入 湯 税	151,954	296,548	△144,594	△ 48.8	宿泊客:1人1日150円 日帰客:1人1日75円
1 入 湯 税	151,954	296,548	△144,594	△ 48.8	
現 年 課 税 分	151,729	296,548	△144,819	△ 48.8	
滞 納 繰 越 分	225	-	225	#DIV/0!	
7 事 業 所 税	9,406,164	9,339,232	66,932	0.7	
1 事 業 所 税	9,406,164	9,339,232	66,932	0.7	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
現 年 課 税 分	9,241,406	9,312,301	△70,895	△ 0.8	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25/100
当 年 度 分	9,204,172	9,248,114	△43,942	△ 0.5	
過 年 度 分	37,234	64,187	△26,953	△ 42.0	
滞 納 繰 越 分	164,758	26,931	137,827	511.8	
8 都 市 計 画 税	22,265,417	23,108,895	△843,478	△ 3.7	
1 都 市 計 画 税	22,265,417	23,108,895	△843,478	△ 3.7	
現 年 課 税 分	22,127,235	22,990,720	△863,485	△ 3.8	
当 年 度 分	22,123,848	22,986,044	△862,196	△ 3.8	
土 地	10,404,656	10,407,402	△2,746	△ 0.0	課税標準額の0.3/100
家 屋	11,719,192	12,578,642	△859,450	△ 6.8	"
過 年 度 分	3,387	4,676	△1,289	△ 27.6	
滞 納 繰 越 分	138,182	118,175	20,007	16.9	

3 歳出予算の説明

(項)議会費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議 会 費	2,291,969	2,279,140	12,829	-	113,000	27,554	2,151,415
1 議 会 費	2,291,969	2,279,140	12,829	-	113,000	27,554	2,151,415
1 議 員 費	1,338,042	1,342,826	△ 4,784	-	-	-	1,338,042
2 職 員 費	334,191	336,041	△ 1,850	-	-	-	334,191
3 運 営 費	619,736	600,273	19,463	-	113,000	27,554	479,182

議会費の説明

- 議員の報酬、期末手当、旅費等に要する経費である。 1,338,042 千円
- 職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。 334,191 千円
- 議会、委員会の運営費、議会活動広報費及び事務に要する経費である。 619,736 千円

(項)総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費	53,594,331	46,818,761	6,775,570	4,449,547	5,401,000	7,382,034	36,361,750
1 総 務 費	41,386,465	40,117,143	1,269,322	2,072,687	239,000	4,077,475	34,997,303
1 職 員 費	30,941,050	30,290,374	650,676	470,236	-	1,132,758	29,338,056
2 総 務 管 理 費	4,264,132	4,675,677	△ 411,545	376	216,000	1,930,194	2,117,562
3 区 政 費	4,504,671	3,542,826	961,845	1,569,520	-	852,867	2,082,284
4 文 書 事 務 費	114,476	114,476	0	-	-	18,477	95,999
5 職 員 研 修 及 福 利 厚 生 費	376,642	428,437	△ 51,795	-	-	12,650	363,992
6 渉 外 費	428,606	388,160	40,446	32,555	23,000	38,200	334,851
7 広 報 費	481,323	408,865	72,458	-	-	82,993	398,330
8 広 聴 費	213,252	198,082	15,170	-	-	-	213,252
9 相 楽 園 会 館 費	8,233	11,228	△ 2,995	-	-	9,336	△ 1,103
11 住 居 表 示 整 備 費	3,242	3,242	0	-	-	-	3,242
12 情 報 提 供 費	50,838	55,776	△ 4,938	-	-	-	50,838

(第1目)職員費

本目は、市長、副市長及び一般職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。

市長室 28,047 千円
行財政局 30,913,003 千円

(第2目)総務管理費

本目は、秘書、業務改革、庁舎、法務支援、人事、給与、厚生、総務事務センター、財務契約監理、各課の一般事務に要する経費である。

市長室 20,857 千円
行財政局 4,243,275 千円

(第3目)区政費

本目は、区役所の一般管理経費、区の個性をのばすまちづくり事業、市民サービスの向上等区政振興に要する経費である。

行財政局 4,504,671 千円

(第4目)文書事務費

本目は、郵送事務等の文書集中管理に要する経費である。

行財政局 114,476 千円

(第5目)職員研修及福利厚生費

本目は、職員の研修、安全衛生、福利厚生に要する経費である。

行財政局 376,642 千円

(第6目)渉外費

本目は、国際交流活動・国際協力に要する経費である。

市長室 428,606 千円

(第7目)広報費

本目は、広報活動に要する経費である。

市長室 481,323 千円

(第8目)広聴費

本目は、広聴活動に要する経費である。

市長室 213,252 千円

(第9目)相楽園会館費

本目は、相楽園会館の管理運営に要する経費である。

行財政局 8,233 千円

(第11目)住居表示整備費

本目は、住居表示に要する経費である。

行財政局 3,242 千円

(第12目)情報提供費

本目は、市政情報の提供・市民相談等に要する経費である。

市長室 50,838 千円

(項)企画費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費	68,297	76,048	△ 7,751	-	-	31,367	36,930
2 総 合 調 査 費	59,084	66,700	△ 7,616	-	-	31,087	27,997
3 行 政 調 査 費	9,213	9,348	△ 135	-	-	280	8,933

(第2目)総合調査費

本目は、海外事務所の運営等に要する経費である。

市長室 59,084 千円

(第3目)行政調査費

本目は、文書館の管理運営に要する経費である。

行財政局 9,213 千円

(項)徴 税 費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
3 徴 税 費	2,607,889	2,559,229	48,660	2,376,860	-	413,411	△ 182,382
1 賦 課 徴 収 費	2,605,987	2,558,211	47,776	2,376,860	-	413,411	△ 184,284
2 固 定 資 産 審 査 委 員 会 費	1,902	1,018	884	-	-	-	1,902

(第1目)賦課徴収費

本目は、市税の賦課徴収、税務広報等に要する経費である。

1 一般事務に要する経費	577,484 千円
2 市税機械処理関係経費	793,866 千円
3 税務事務に要する経費	1,194,490 千円
4 税務広報に要する経費	5,147 千円
5 還付加算金	35,000 千円

行財政局 2,605,987 千円

(第2目)固定資産審査委員会費

本目は、固定資産評価審査委員会の運営に要する経費である。

行財政局 1,902 千円

(項)財産管理費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
4 財 産 管 理 費	2,207,315	1,230,549	976,766	-	624,000	1,570,050	13,265
1 財 産 管 理 費	2,207,315	1,230,549	976,766	-	624,000	1,570,050	13,265

(第1目)財産管理費

本目は、市有財産の活用、管理保全及び公有地の拡大に関する法律・国土利用計画法の施行に伴う事務、都市整備等基金の積立等に要する経費である。

1 市有財産の活用、管理、保全及び処分に要する経費等	833,592 千円
2 損害保険料	49,339 千円
3 一般土地購入費	600,000 千円
4 不動産取得及び連絡調整に要する経費	2,591 千円
5 規準地の鑑定料等に要する経費	2,436 千円
6 不動産評価審議会等の経費	2,802 千円
7 国土利用計画法に基づく事務等の経費	1,171 千円
8 都市整備等基金の積立	715,384 千円

行財政局 2,207,315 千円

(項)庁舎等建設費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
8 庁 舎 等 建 設 費	7,324,365	2,835,792	4,488,573	-	4,538,000	1,289,731	1,496,634
1 区役所等庁舎整備費	7,324,365	2,835,792	4,488,573	-	4,538,000	1,289,731	1,496,634

(第1目)区役所等庁舎整備費

本目は、区役所等庁舎整備に要する経費である。

行財政局 7,324,365 千円

(項)繰出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	191,876,761	188,880,468	2,996,293	13,694,749	3,621,000	23,604,748	150,956,264
1 繰 出 金	183,496,192	182,172,827	1,323,365	13,694,749	3,621,000	20,694,497	145,485,946
1 市場事業費へ繰出金	86,114	115,507	△ 29,393	-	-	-	86,114
2 食肉センター事業費へ繰出金	509,198	516,884	△ 7,686	-	-	-	509,198
3 国民健康保険事業費へ繰出金	16,851,476	16,896,896	△ 45,420	8,848,416	-	-	8,003,060
4 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	4,000	4,000	-	-	-	-	4,000
5 農業集落排水事業費へ繰出金	952,186	1,055,754	△ 103,568	-	-	-	952,186
6 市街地再開発事業費へ繰出金	2,412,103	6,068,279	△ 3,656,176	-	-	84,266	2,327,837
7 市営住宅営業費へ繰出金	2,013,989	1,992,034	21,955	-	-	-	2,013,989
8 介護保険事業費へ繰出金	23,828,518	23,226,751	601,767	1,771,686	-	-	22,056,832
9 後期高齢者医療事業費へ繰出金	21,509,113	21,701,921	△ 192,808	3,074,647	-	-	18,434,466
10 公債費へ繰出金	93,912,373	90,843,593	3,068,780	-	-	13,062,231	80,850,142
11 下水道事業会計繰出金	4,514,759	4,656,813	△ 142,054	-	-	-	4,514,759
12 港湾事業会計繰出金	8,163,315	2,871,541	5,291,774	-	-	7,413,000	750,315
13 自動車事業会計繰出金	809,904	709,840	100,064	-	-	-	809,904
14 高速鉄道事業会計繰出金	7,401,158	11,320,729	△ 3,919,571	-	3,151,000	135,000	4,115,158
15 水道事業会計繰出金	526,474	191,133	335,341	-	470,000	-	56,474
16 工業用水道事業会計繰出金	1,512	1,152	360	-	-	-	1,512

繰出金の説明

○市場事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	86,114 千円
○食肉センター事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	509,198 千円
○国民健康保険事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	16,851,476 千円
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	4,000 千円
○農業集落排水事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	952,186 千円
○市街地再開発事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	2,412,103 千円
○市営住宅事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	2,013,989 千円
○介護保険事業費へ繰出金	低所得者保険料軽減負担金及び 一般財源所要額繰出	23,828,518 千円
○後期高齢者医療事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	21,509,113 千円
○公債費へ繰出金	公債元利償還予定額等繰出	93,912,373 千円
○下水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	4,514,759 千円
○港湾事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	8,163,315 千円
○自動車事業会計へ繰出金	経営改善促進補助金等繰出	809,904 千円
○高速鉄道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出等	7,401,158 千円
○水道事業会計へ繰出金	阪神水道企業団繰出金等に 対する繰出	526,474 千円
○工業用水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	1,512 千円
	行財政局	183,496,192 千円

(項)過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
2 過 年 度 支 出	1,800,000	1,800,000	0	-	-	-	1,800,000
1 過 年 度 支 出	1,800,000	1,800,000	0	-	-	-	1,800,000

(第1目)過年度支出

本目は、市税の過年度返還金に要する経費である。

行財政局 1,800,000 千円

(項)雑出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
3 雑 出	6,580,569	4,907,641	1,672,928	-	-	2,910,251	3,670,318
1 諸 費	6,580,569	4,907,641	1,672,928	-	-	2,910,251	3,670,318

(第1目)諸費

本目は、公債基金の積立等に要する経費である。

行財政局 6,580,569 千円

(項)予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
16 予 備 費	1,200,000	700,000	500,000	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	700,000	500,000	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	700,000	500,000	-	-	-	1,200,000

行財政局 1,200,000 千円

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
通報一次対応コールセンター共有ツール運用	令和3年度～令和5年度	4,000	通報一次対応コールセンター共有ツールの運用に要する経費
総合コールセンター等運営	令和3年度～令和6年度	137,000	総合コールセンター等の運営に要する経費
行政事務センター運営費	令和3年度～令和5年度	2,650,000	行政事務センター運営業務に要する経費
令和3年度地方債証券共同発行連帯債務	令和3年度～令和13年度	1,365,000,000 外に利息相当額	令和3年度における地方債の共同発行によって生ずる連帯債務
庁舎等借上料	令和3年度～令和9年度	2,920,000	庁舎等の借りに要する経費
本庁舎1号館改修	令和3年度～令和5年度	663,000	本庁舎1号館改修工事に要する経費
本庁舎2号館再整備事業	令和3年度～令和9年度	11,000,000	再整備後の市役所本庁舎2号館庁舎機能の取得に要する経費
区役所改革推進事業	令和3年度～令和7年度	1,540,000	区役所改革の推進に要する経費
住民記録事務センター業務委託	令和3年度～令和6年度	654,000	住民記録事務センターの業務委託に要する経費
時間外特別窓口運営	令和3年度～令和6年度	51,000	時間外特別窓口の運営に要する経費
北神区役所窓口運営	令和3年度～令和6年度	11,000	北神区役所窓口の運営に要する経費
区役所等総合窓口運営	令和3年度～令和6年度	22,000	区役所等総合窓口の運営に要する経費

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
住民記録システム端末借上料	令和3年度～令和9年度	74,000	住民記録システム端末の借り上げに要する経費
税務事務人材派遣等	令和3年度～令和5年度	515,000	税務事務人材派遣等に要する経費
税務業務委託	令和3年度～令和7年度	65,000	税務業務の委託に要する経費
新中央区庁舎整備	令和3年度～令和4年度	414,000	新中央区庁舎建設工事に要する経費
議場特定天井脱落対策工事	令和3年度～令和4年度	61,000	議場特定天井脱落対策工事に要する経費

5 市 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	6,546,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借り 入れる(他の地 方公共団体との 共同発行を含 む。)	9%以内(ただ し、利率見直し 方式で借入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入日の翌日か ら据置期間を含 め、30年以内に 毎年度元利均等 その他の方法に より償還する。た だし、財政上の 都合等により定 額以上を償還 し、又は借り換え ることができる。 政府資金を借り 入れる場合は、 その融資条件に よる。
神戸市民病院機構貸付金	2,265,000			
保健衛生施設整備事業	314,000			
埋立処分地建設事業	456,000			
収集車両整備事業	195,000			
環境工場整備事業	1,970,000			
事業所等整備事業	138,000			
道路整備事業	14,394,000			
公園整備事業	1,472,000			
河川整備事業	1,119,000			
海岸保全事業	1,023,000			
港湾防災事業	2,455,000			
自然災害防止事業	688,000			
区画整理事業	237,000			
街路事業	2,855,000			
住宅建設事業	128,000			
消防施設整備事業	2,000,000			
学校教育施設整備事業	4,681,000			
社会教育施設整備事業	5,894,000			
危機管理対策事業	405,000			
庁舎等整備事業	964,000			
区総合庁舎整備事業	4,570,000			
文化施設等整備事業	2,429,000			
商工施設等整備事業	723,000			
農政施設整備事業	421,000			
漁業施設整備事業	12,000			
農業基盤整備事業	95,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,560,000			
高速鉄道事業会計出資金	2,919,000			
高速鉄道事業会計補助金	232,000			
水道事業会計出資金	470,000			
臨時財政対策債	66,805,000			

6 一時借入金

借入最高額

90,000,000 千円

地方債の令和元年度末における現在高並びに令和2年度末及び
令和3年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度末 現在高見込額	令和3年度中増減見込み		令和3年度末 現在高見込額
			令和3年度中 起債見込額	令和3年度中 元金償還見込額	
1 普通債	426,765,159	488,559,851	48,830,000	23,575,742	513,814,109
(1) 民生債	13,768,520	23,160,520	6,546,000	726,000	28,980,520
(2) 衛生債	59,455,246	60,837,400	2,579,000	3,029,213	60,387,187
(3) 環境債	47,334,390	48,009,779	2,759,000	2,237,808	48,530,971
(4) 土木債	115,821,222	141,896,081	21,151,000	5,868,826	157,178,255
(5) 都市計画債	74,891,986	68,778,749	3,092,000	5,594,996	66,275,753
(6) 住宅債	1,761,815	1,858,021	128,000	139,891	1,846,130
(7) 消防債	13,471,112	15,894,067	2,000,000	912,570	16,981,497
(8) 教育債	100,260,868	128,125,234	10,575,000	5,066,438	133,633,796
2 災害復旧債	3,338,885	5,565,560	-	178,160	5,387,400
3 その他	146,516,271	151,893,823	14,800,000	11,457,991	155,235,832
(1) 出資金	74,510,975	75,161,818	3,389,000	6,121,038	72,429,780
(2) 貸付金	38,185,871	37,970,320	1,560,000	1,694,739	37,835,581
(3) その他	33,819,425	38,761,685	9,851,000	3,642,214	44,970,471
4 減税補てん債	27,861,940	23,840,500	-	900,500	22,940,000
5 臨時税収補てん債	799,001	799,001	-	-	799,001
6 臨時財政対策債	530,678,802	560,610,151	66,805,000	11,540,518	615,874,633
7 退職手当債	7,018,000	5,818,000	-	-	5,818,000
8 減収補てん債	-	991,000	-	-	991,000
9 猶予特例債	-	3,797,000	-	3,797,000	0
合 計	1,142,978,058	1,241,874,886	130,435,000	51,449,911	1,320,859,975

(予算第12号議案)

令和3年度神戸市公債費予算

公 債 費

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		211,284,610	
	1 他 会 計 繰 入 金	179,294,923	
	2 基 金 繰 入 金	31,989,687	
2 市 債		54,350,000	
	1 市 債	54,350,000	
歳 入 合 計		265,634,610	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		265,634,610	
	1 公 債 費	265,634,610	
歳 出 合 計		265,634,610	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 繰 入 金	211,284,610	216,251,227	△ 4,966,617	
1 他 会 計 繰 入 金	179,294,923	172,818,643	6,476,280	公債元利償還金、一時借入金利子及び発行手数料その他公債諸費に充当するための各会計からの繰入金
1 一 般 会 計 繰 入 金	93,912,373	90,843,593	3,068,780	
1 元 金	28,626,611	26,935,172	1,691,439	
2 利 子	10,398,230	10,936,391	△ 538,161	
3 公 債 諸 費	973,310	826,730	146,580	
4 一 時 借 入 金	30,000	30,000	-	
5 利 子				
5 満 期 一 括 償 還 積 立 金	53,884,222	52,115,300	1,768,922	
2 市 場 事 業 費				
2 繰 入 金	187,876	194,216	△ 6,340	
1 元 金	122,642	139,725	△ 17,083	
2 利 子	55,385	49,011	6,374	
3 公 債 諸 費	9,849	5,280	4,569	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	-	200	△ 200	
3 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 金	238,378	250,201	△ 11,823	
1 元 金	224,637	230,721	△ 6,084	
2 利 子	12,566	18,524	△ 5,958	
3 公 債 諸 費	1,175	956	219	
4 農 業 集 落 排 水 事 業 費 金	824,186	927,754	△ 103,568	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 元 金	669,862	756,395	△ 86,533	
2 利 子	106,926	126,471	△ 19,545	
3 公 債 諸 費	998	1,188	△ 190	
4 満 期 一 括 償 還 金 積 立 金	46,400	43,700	2,700	
5 市 街 地 再 開 発 事 業 費 金 繰 入 金	2,893,503	5,821,216	△ 2,927,713	
1 元 金	195,889	2,950,719	△ 2,754,830	
2 利 子	243,216	294,615	△ 51,399	
3 公 債 諸 費	15,698	4,182	11,516	
4 満 期 一 括 償 還 金 積 立 金	2,438,700	2,571,700	△ 133,000	
6 市 営 住 宅 事 業 費 金 繰 入 金	10,162,102	9,823,604	338,498	
1 元 金	6,619,007	6,285,795	333,212	
2 利 子	1,088,136	1,278,473	△ 190,337	
3 公 債 諸 費	37,759	53,236	△ 15,477	
4 満 期 一 括 償 還 金 積 立 金	2,417,200	2,206,100	211,100	
7 下 水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	8,936,927	13,519,997	△ 4,583,070	
1 元 金	6,860,241	11,242,542	△ 4,382,301	
2 利 子	2,022,404	2,236,058	△ 213,654	
3 公 債 諸 費	54,282	41,397	12,885	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
8 港 湾 事 業 会 計 金 繰 入 金	16,701,305	13,159,037	3,542,268	
1 元 金	14,274,632	10,559,789	3,714,843	
2 利 子	1,808,188	2,000,065	△ 191,877	
3 公 債 諸 費	105,685	80,583	25,102	
4 満 期 一 括 償 還 金 積 立 金	512,800	518,600	△ 5,800	
9 新 都 市 整 備 事 業 会 計 金 繰 入 金	28,691,424	21,321,809	7,369,615	
1 元 金	28,337,000	20,837,000	7,500,000	
2 利 子	351,931	482,420	△ 130,489	
3 公 債 諸 費	2,493	2,389	104	
10 自 動 車 事 業 会 計 金 繰 入 金	317,753	302,275	15,478	
1 元 金	268,696	253,157	15,539	
2 利 子	42,409	38,308	4,101	
3 公 債 諸 費	6,648	10,810	△ 4,162	
11 高 速 鉄 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	13,870,834	14,049,723	△ 178,889	
1 元 金	11,567,465	11,318,230	249,235	
2 利 子	2,242,072	2,603,696	△ 361,624	
3 公 債 諸 費	61,297	127,797	△ 66,500	
12 水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	2,253,082	2,307,022	△ 53,940	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 元 金	1,795,229	1,808,684	△ 13,455	
2 利 子	457,853	498,338	△ 40,485	
13 工 業 用 水 道 事 業 会 計 繰 入 金	305,180	298,196	6,984	
1 元 金	245,809	230,263	15,546	
2 利 子	59,359	67,913	△ 8,554	
3 公 債 諸 費	12	20	△ 8	
2 基 金 繰 入 金	31,989,687	43,432,584	△ 11,442,897	公債基金からの繰入金
1 公 債 基 金 繰 入 金	31,989,687	43,432,584	△ 11,442,897	
1 元 金	31,845,135	43,072,492	△ 11,227,357	
2 利 子	144,531	160,072	△ 15,541	
3 公 債 諸 費	21	200,020	△ 199,999	
2 市 債	54,350,000	58,945,000	△ 4,595,000	
1 市 債	54,350,000	58,945,000	△ 4,595,000	
1 借 換 債	54,350,000	58,945,000	△ 4,595,000	公募債等の借換額
歳 入 合 計	265,634,610	275,196,227	△ 9,561,617	

3 歳出予算の説明

(項)公債費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 公 債 費	265,634,610	275,196,227	△ 9,561,617	-	54,350,000	117,372,237	93,912,373
1 公 債 費	265,634,610	275,196,227	△ 9,561,617	-	54,350,000	117,372,237	93,912,373
1 元 金	176,710,355	189,855,284	△ 13,144,929	-	54,350,000	93,733,744	28,626,611
2 利 子	19,033,206	20,790,355	△ 1,757,149	-	-	8,634,976	10,398,230
3 公 債 諸 費	1,269,227	1,354,588	△ 85,361	-	-	295,917	973,310
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000
5 減 債 積 立 金	68,591,822	63,166,000	5,425,822	-	-	14,707,600	53,884,222

公債費の説明

○ 公債の元金償還金	176,710,355 千円
○ 公債の利子及び割引発行の場合の割引料	19,033,206 千円
○ 公債の発行及び償還に伴う諸費	1,269,227 千円
○ 歳計現金不足を補うための一時借入金の利子	30,000 千円
○ 満期一括償還積立金	59,299,322 千円
○ 公債基金への積立	9,292,500 千円

地方債の令和元年度末における現在高並びに令和2年度末及び令和3年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令 和 元 年 度 末 現 在 高	令 和 2 年 度 末 現 在 高 見 込 額	令 和 3 年 度 中 増 減 見 込 み		令 和 3 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			令 和 3 年 度 中 起 債 見 込 額	令 和 3 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
公 債 基 金 債	23,376,085	25,563,393	9,292,500	5,563,135	29,292,758

Ⅲ 關 連 議 案

第 3 号議案

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関
する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例等の一部を改正する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する
条例の一部改正)

第 1 条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特
例に関する条例（平成31年 3 月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

<p>(1) 図書館，博物館，美術館，<u>公民館</u>，<u>婦人会館</u>及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置，管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち，特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> <p>(2)，(3) [略]</p>	<p>(1) 図書館，博物館，美術館及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置，管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち，特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> <p>(2)，(3) [略]</p>
--	---

（環境保健研究所手数料条例の一部改正）

第2条 神戸市環境保健研究所手数料条例（昭和24年4月第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市健康科学研究所手数料条例</u>	<u>神戸市環境保健研究所手数料条例</u>
<p>第1条 <u>神戸市健康科学研究所</u>に検査を依頼する者は，この条例の定めるところにより，手数料を納付しなければならない。</p>	<p>第1条 <u>神戸市環境保健研究所</u>に検査を依頼する者は，この条例の定めるところにより，手数料を納付しなければならない。</p>

（市民福祉調査委員会条例の一部改正）

第3条 神戸市市民福祉調査委員会条例（平成12年3月条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、福祉局又は教育委員会事務局（社会福祉に関する事項に係る庶務にあつては、福祉局）において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、福祉局、<u>健康局</u>又は教育委員会事務局（社会福祉に関する事項に係る庶務にあつては、福祉局）において処理する。</p>

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(粉じん作業手当)

第28条 粉じん作業手当は、都市局又は港湾局に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。

(粉じん作業手当)

第28条 粉じん作業手当は、都市局新都市事業部又は港湾局に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(公民館条例の一部改正)

2 神戸市公民館条例(昭和26年5月条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用の許可) 第5条 施設(前条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。第7条及び別表第1号において同じ。) 又はその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、 <u>規則</u> で定めるところにより、 <u>市長</u> の	(使用の許可) 第5条 施設(前条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。第7条及び別表第1号において同じ。) 又はその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、 <u>教育委員会規則</u> で定めるところによ

許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に公民館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(使用期間)

第7条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第9条 使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納すること

り、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に公民館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(使用期間)

第7条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第9条 使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、後

ができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(許可の取消し等)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示

納することができる。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 [略]

(許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに

に違反したとき。

(2)～(5) [略]

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1), (2) [略]

(入館の制限等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公民館への入館を拒絶し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

(1)～(5) [略]

(行為の禁止)

第16条 何人も、公民館内において、公民館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第17条 市長は、公民館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 [略]

2 市長は、使用者が前項の義務を履

基づく指示に違反したとき。

(2)～(5) [略]

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1), (2) [略]

(入館の制限等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公民館への入館を拒絶し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

(1)～(5) [略]

(行為の禁止)

第16条 何人も、公民館内において、公民館の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第17条 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 [略]

2 教育委員会は、使用者が前項の義

行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(施行細目の委任)

第20条 公民館の開館時間及び休館日
その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第8条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備の使用料

1 設備1回につき3,000円の範囲内において規則で定める額

務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(施行細目の委任)

第20条 公民館の開館時間及び休館日
その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表 (第8条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備の使用料

1 設備1回につき3,000円の範囲内において教育委員会規則で定める額

(婦人会館条例の一部改正)

3 神戸市立婦人会館条例(昭和48年3月条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用の許可) 第4条 婦人会館の会議室を使用しようとする者は、 <u>市長</u> の許可を受けな	(使用の許可) 第4条 婦人会館の会議室を使用しようとする者は、 <u>教育委員会規則</u> で定

なければならない。

2 市長は、前項の許可に婦人会館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、第1項の許可をしてはならない。

(1), (2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(許可の取消し)

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、同項の許可を取り消すことができる。

(1) [略]

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(3), (4) [略]

めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に婦人会館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、第1項の許可をしてはならない。

(1), (2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(許可の取消し)

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、同項の許可を取り消すことができる。

(1) [略]

(2) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(3), (4) [略]

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第1項の許可を取り消すことができる。

(1), (2) [略]

(使用料)

第6条 [略]

2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、別表に定める額の5割増しの範囲内において規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、会議室を使用しないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第1項の許可を取り消すことができる。

(1), (2) [略]

(使用料)

第6条 [略]

2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、別表に定める額の5割増しの範囲内で教育委員会規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、公用に供し、又は公益を目的とするもので、教育委員会規則で定める理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、会議室を使用しないことについて、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし，若しくは他人の迷惑になるおそれがある者又はこれらのおそれがある動物その他の物を携帯する者

(3) 施設又はその附属設備を汚損し，損傷し，又は滅失させるおそれがある者

(4) 婦人会館の管理上必要な指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか，婦人会館の管理上支障があると認められる者

(行為の禁止)

第10条 何人も，婦人会館内において，婦人会館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第11条 市長は，婦人会館の管理上必要があると認めるときは，使用を許可した場所に立ち入り，関係者に質問し，又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償等)

第12条 婦人会館の建物又は附属設備を損傷し，又は滅失させた者は，これを原状に復し，又はその損害を賠

償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる婦人会館の管理に関する業務を婦人会館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第1項から第4項まで、第5条第1項及び第2項、第9条並びに第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の指定等)

第9条 教育委員会は、次に掲げる婦人会館の管理に関する業務を婦人会館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第1項から第4項まで、第5条第1項及び第2項、第7条並びに前条の規定の適用については、これらの規定（第4条第1項、第5条第1項、第7条及び前条を除く。）中「教育委員会」とあるのは「第9条第1項に規定す

<p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第14条</u> 婦人会館の休館日及び利用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>る指定管理者」と、<u>第4条第1項中「教育委員会の」とあるのは「第9条第1項に規定する指定管理者の」と、第5条第1項及び第7条中「教育委員会は」とあるのは「第9条第1項に規定する指定管理者は」と、前条中「教育委員会」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。</u></p> <p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第10条</u> 婦人会館の休館日及び利用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
--	--

(公民館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例の規定による改正前の神戸市公民館条例又は神戸市立婦人会館条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可，指定，承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可，承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては，施行日以後にあっては，市長が行った許可，指定，承認その他の行為又は市長に対してなされた許可，承認の申請その他の行為とみなす。

理 由

組織等の改正等に当たり，条例を改正する必要があるため。

第 4 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例（昭和 24 年 9 月 条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の定数）</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,120人</u> （うち福祉事務所職員 <u>803人</u>）</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,274人</u>（うち教育職員 <u>8,429人</u>）</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,160人</u> （うち福祉事務所職員 <u>798人</u>）</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,301人</u>（うち教育職員 <u>8,431人</u>）</p>

(6) 消防職員 <u>1,460人</u>	(6) 消防職員 <u>1,431人</u>
(7) [略]	(7) [略]
(8) 農業委員会の事務部局の職員 <u>11人</u>	(8) 農業委員会の事務部局の職員 <u>10人</u>
(9), (10) [略]	(9), (10) [略]
(11) 合計 <u>20,604人</u>	(11) 合計 <u>20,641人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 5 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第 1（第 2 条，第 8 条の 2 関係） (1)～(50) [略] <u>(51) 一般財団法人救急振興財団</u>	別表第 1（第 2 条，第 8 条の 2 関係） (1)～(50) [略]

附 則

この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更するに当たり，条例を改正する必要が
あるため。

第 6 号議案

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例の件

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例

次の各号に掲げる者に係る退職手当の額については、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 9 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) この条例の施行の日において市長の職にある者 条例第 4 条第 2 項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に 100 分の 40 を乗じて得た額を減じて得た額
- (2) この条例の施行の日を含む前号に掲げる者の任期において副市長の職に就いたことのある者 条例第 4 条第 2 項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用範囲）

- 2 この条例の規定は、本則第 1 号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期に係る退職手当について適用し、本則第 2 号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期と重なりのある副市長の任期に係る退職手当について適用する。

理 由

市長及び副市長の退職手当について減額を行うに当たり、条例を制定する必要

があるため。

第 7 号議案

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例（平成 14 年 12 月 条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>令和 3 年 4 月分</u> から <u>令和 4 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものとの給与に	<u>令和 2 年 4 月分</u> から <u>令和 3 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものとの給与に

関する条例（昭和26年3月条例第9号）
第2条第1項第1号及び第2号の規定
の適用については，同項第1号中
「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」
と，同項第2号中「1,110,000円」とあ
るのは「943,500円」とする。

附 則

1, 2 [略]

（この条例の失効）

3 この条例は，令和4年3月31日限
り，その効力を失う。

関する条例（昭和26年3月条例第9号）
第2条第1項第1号及び第2号の規定
の適用については，同項第1号中
「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」
と，同項第2号中「1,110,000円」とあ
るのは「943,500円」とする。

附 則

1, 2 [略]

（この条例の失効）

3 この条例は，令和3年3月31日限
り，その効力を失う。

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例
（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及
び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）
については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に 関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第1条に規定する者（教育長及び常勤 の監査委員並びに公営企業の管理者を 除く。）に限り，<u>令和3年度</u>の6月1日</p>	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に 関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第1条に規定する者（教育長及び常勤 の監査委員並びに公営企業の管理者を 除く。）に限り，<u>令和2年度</u>の6月1日</p>

及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の220）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては100分の220（市長にあつては100分の220に100分の70を乗じて得た割合，副市長にあつては100分の220に100分の85を乗じて得た割合，）」とする。

附 則

1 [略]

（この条例の失効）

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 [略]

及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の217.5（公営企業の管理者にあつては100分の220））」とあるのは、「（市長にあつては100分の217.5に100分の70を乗じて得た割合，副市長にあつては100分の217.5に100分の85を乗じて得た割合，公営企業の管理者にあつては100分の220）」とする。

附 則

1 [略]

（この条例の失効）

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 [略]

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第20号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月31日条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

神戸市手数料条例

改正後	改正前
(1)～(10の3) 略	(1)～(10の3) 略 <u>(10の4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付 1枚につき 500円</u>

(10の4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付 1枚につき 800円

(10の5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付 1枚につき 800円

附 則

(施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正により、条例を改正する必要があるため。